

「差別の禁止」に関する条約・法律・条例の比較

1. 条約

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

第二十条

1 (略)

2 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

第二十六条

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

第二条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) (略)

(d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) (略)

2 (略)

第四条

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

- (a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。
- (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

※ 日本国政府は、憲法の保障する集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないか等について慎重に検討する必要があるとして、第4条(a)及び(b)を留保している。なお、第4条(c)は留保していない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) (略)
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f)・(g) (略)

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

第二条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適切な措置をとる。
- 4 （略）

☆ これらの条約は、締約国にその内容の実現を義務付けている。

2. 法律

労働基準法

(均等待遇)

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(男女同一賃金の原則)

第四条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

※ 違反に対する罰則（六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金）あり。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(男女雇用機会均等法)

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

※ これらの違反に関するものを含む労働者と事業主との間の紛争について、調停等の紛争の解決のための仕組みの規定あり。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

(基本理念)

第三条 (略)

2 (略)

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病の患者であつた者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

(基本理念)

第三条 (略)

2・3 (略)

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障害者基本法

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※ 障害者基本法の基本原則としての差別の禁止を具体化したものという位置付け。(内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」)

※ 違反に対する直接的な措置は規定されていないが、禁止規定の実効性を高めるための規定(国・地方公共団体の職員対応要領策定、事業者に対する報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等) あり。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

※ 差別の禁止についての規定はなく、「部落差別は許されないものである」という認識を表明。

→ この点について、法案提出者は「憲法が保障するこの内心の自由、また表現の自由への配慮も踏まえた上で、本法案は禁止規定また罰則規定というものはない理念法ではあるが、「本法案が成立することで、立法府として、部落差別は許されないというその姿勢を示すことは大きな意味があると考えて」と答弁している。(第192回国会参議院法務委員会会議録第11号(平成28年12月1日)江田康幸衆議院議員答弁)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

〔前文〕

（略）

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

※ 差別の禁止についての規定はなく、「不当な差別的言動は許されない」ことを宣言。

→ この点について、法案提出者は「表現内容を規制するのは」「表現行為の萎縮効果をもたらすおそれがあるから」「このような不当な差別的言動の禁止や、その禁止に違反した場合の罰則を定めるということはあえてしていない」が、「前文で不当な差別的言動を許されないと宣言し」「法律でそういうメッセージを発信すること自体が非常に私は重要な意義がある」と考えていると答弁している。（第 192 回国会参議院法務委員会会議録第 11 号（平成 28 年 12 月 1 日）江田康幸衆議院議員答弁）

3. 条例

① 差別全般

人権が尊重される三重をつくる条例

〔前文〕

(略)

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

(県民等の責務)

第三条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 (略)

※ 「差別の禁止」自体は規定していないが、前文において「不当な差別をなく」すことを謳い、「県民等の責務」として「人権の侵害の禁止」を規定している。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

〔前文〕

(略)

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

※ 「前文」や「目的」で「不当な差別を許さない（いかなる種類の差別も許されない）」という理念を謳う一方、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いについてのみ禁止を規定（後述）。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

※ 川崎市の解釈指針では、本条について、「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、人種(……)その他の事由を理由として、サービスの提供(入居、就職、教育等)を拒否することや、それらの提供に当たって、場所や時間帯等を制限すること又は条件を付けること等をいうとし、「特に限定をかけることなく、差別的言動」を含めて、差別全般を広く捉え、条例により公権力をもって禁止するとした場合には、この「表現の自由」に抵触し、過度に広範な規制となり得るおそれがあることから、本条では、他の法令の例にならい、「不当な差別的取扱い」を禁止することとして」いると記述。

※ 別途、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」の規定あり(後述)。

☆ 他の都道府県等の人権尊重条例では、「差別の禁止」の規定や、「差別は許されない」という趣旨の言及はなし。ただし、高知県条例など、「前文」や「目的」で「差別のない社会づくりを進める」という趣旨の記述がある例はある。

☆ 市町村レベルでは、例えば、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」では、次のような「差別の禁止」規定がある。

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

(不当な差別及び暴力の禁止)

第3条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別(以下「不当な差別」という。)を行ってはならない。

2 (略)

② 新型コロナウイルス感染症等に係る差別

三重県感染症対策条例

(差別の禁止)

第十条 何人も、感染症の患者及びその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、医療従事者又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 3 何人も、前二項に規定するもののほか、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずるものとする。

※ 他県の新型コロナウイルス感染症等に係る差別に関する規定がある条例についても、多くの条例で、不当な差別的取扱い等を禁止する規定を設けている（令和2年11月19日特別委員会資料参照）。

③ 部落差別

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

（部落差別の禁止）

- 第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。
- 2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

※ 違反者に対する知事の説示や勧告の規定あり。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

（県民及び事業者の責務）

第7条 （略）

- 2 県民及び事業者は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(規制)

第9条 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

※ 第9条の違反者に対する勧告等の規定あり。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(県民及び事業者の責務)

第十条 (略)

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査(以下「調査」という。)を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

※ 県民及び事業者に対する結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止のための指導及び助言や、調査を行うなどした事業者に対する勧告等の規定あり。

徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例

(県民及び事業者の責務)

第四条 (略)

2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に関する資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

※ 「調査」とは、「特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去における同和地区での居住に係る調査」(第一条)をいう。

※ 県民及び事業者に対する結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止のための指導及び助言や、調査を行うなどした県内事業者に対する勧告等の規定あり。

香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

(県民及び事業者の責務)

第4条 (略)

2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に係る資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

※ 「調査」とは、「特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の同和地区での居住に係る調査」(第1条)をいう。

※ 県民及び事業者に対する結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止のための指導及び助言や、調査を行うなどした県内事業者に対する勧告等の規定あり。

☆ 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者に対する部落差別の禁止に係る遵守事項を定めた上で規制措置を規定している。「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」には、部落差別の禁止に係る規定なし。

④ 女性・性に関する差別

三重県男女共同参画推進条例

(県民の責務)

第五条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2・3 (略)

※ 他県の男女共同参画推進条例では、性別による差別的取扱い等の禁止を明確に規定している例も多い(令和2年11月19日特別委員会資料参照)。

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案

(基本理念)

第三条 (略)

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露(本人が秘密にしていることを明かすことをいう。)をしてはならない。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第四条 都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑤ ヘイトスピーチ

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外の者に例えるなど、著しく侮辱するもの

※ 表現の自由等に留意し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われる「場所」、「手段」及び「類型」を明文化し、構成要件の明確化を図った上で、違反者に対する勧告、命令、公表、命令違反に対する罰則を規定。

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

(不当な差別的言動の禁止)

第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

※ 違反者に対する罰則や勧告等の措置の規定はなし。ヘイトスピーチを禁止するという府の姿勢を明確に宣言し、府においては、ヘイトスピーチは許されないものという共通認識を社会に根付かせるための条例が適当という大阪府人権施策推進審議会の答申を踏まえている（大阪府「人権3条例の改正及び制定について」）。

☆ なお、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」及び「大阪市ハイトスピーチへの対処に関する条例」については、ハイトスピーチの禁止規定はないが、ハイトスピーチの拡散防止措置や公表等の措置は規定している。

⑥ 障がい者差別

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止)

第十条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)

第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

※ 違反する差別事案についての相談体制・紛争の解決を図るための体制について規定。

※ 他県の障害者差別解消に関する条例でも、差別の禁止を規定するものがほとんどであるが、三重県のように障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における差別の禁止規定（行政機関等・事業者が対象）をベースにするものと、障害者基本法における差別の禁止規定（全ての者が対象）をベースにするものに分かれている。